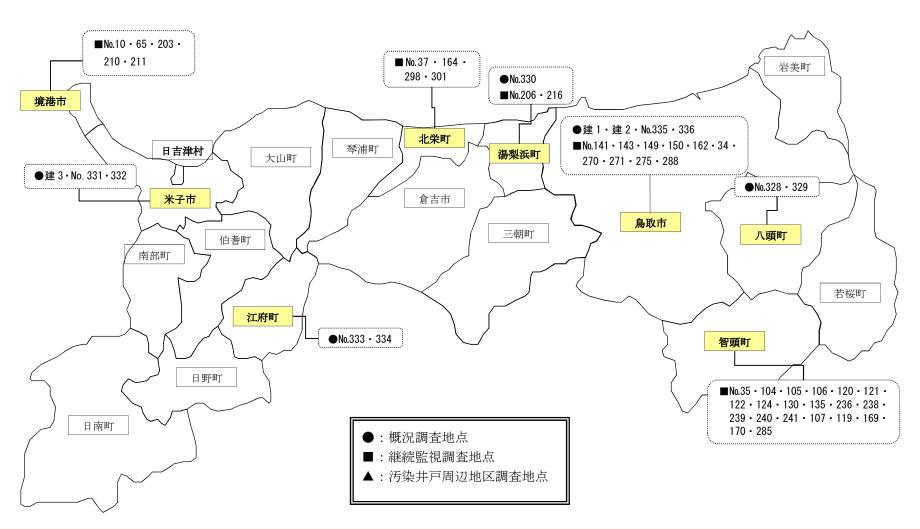
Ⅲ 関係資料

1 平成25年度 水質測定地点図(地下水)



2 環境基準値及び分析方法一覧

項 目	基準値	分析方法
カドミウム	0.003mg/1 以下	JIS K0102 55.2、55.3 又は55.4
全 シ ア ン	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
鉛	0.01mg/1 以下	JIS K0102 54
六価クロム	0.05mg/1 以下	JIS K0102 65.2
砒素	0.01mg/1 以下	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4
総 水 銀	0.0005mg/1以下	環境庁告示 59 号 付表 1
アルキル水銀	検出されないこと	環境庁告示 59 号 付表 2
P C B	検出されないこと	環境庁告示 59 号 付表 3
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002mg/1以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1以下	環境庁告示 10 号 付表
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	シ ス 体: JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2 トランス体: JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
チゥラム	0.006mg/1以下	環境庁告示 59 号 付表 4
シマジン	0.003mg/1以下	環境庁告示 59 号 付表 5 の第 1 又は第 2
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	環境庁告示 59 号 付表 5 の第 1 又は第 2
ベンゼン	0.01mg/1 以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01mg/1 以下	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	硝酸性窒素 JIS K0102 43.2.1、43.2.3 又は43.2.5 亜硝酸性窒素 JIS K0102 43.1
ふ っ 素	0.8mg/1 以下	JIS K0102 34.1 又は環境庁告示 59 号 付表 6
ほ う 素	1mg/1 以下	JIS K0102 47.1、47.3 又は 47.4
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下	環境庁告示 59 号 付表 7

3 報告下限値一覧

項目	報告下限値 (mg/Q)
カドミウム	0.0003
全シアン	0. 1
鉛	0.005
六 価 ク ロ ム	0.005
砒素	0.005
総水銀	0.0005
アルキル水銀	0.0005
Р С В	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四 塩 化 炭 素	0. 0002
塩化ビニルモノマー	0. 0002
1,2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	0. 0004
1,1-ジクロロエチレン	0. 01
1,2-ジクロロエチレン	0.004
∫ シス-1,2-ジクロロエチレン │	0.002
【トランス-1,2-ジクロロエチレン 】	[0. 002]
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0. 0006
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0. 0002
チ ウ ラ ム	0.0006
シマジン	0.0003
チォベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1
(硝酸性窒素)	$\begin{pmatrix} 0.05 \\ 0.05 \end{pmatrix}$
し	(0.05)
ふ っ 素	0.08
まった。まれた。	0. 1
1,4-ジオキサン	0.005